
木曾川水系連絡導水路事業 費用負担金支出差止住民訴訟 報告

「導水路は要らない！愛知の会」総会

2010.6.12 桜華会館

弁護団 在間正史

訴訟の進行経過(1)

第1回口頭弁論 2009年7月29日

原告:訴状

被告:答弁書(訴状の一部のみ事実の認否)

第2回口頭弁論 2009年10月21日

原告:第1準備書面(監査請求不前置等の本案前の答弁に対する反論)

被告:第1準備書面(残された訴状の事実の認否のみ)

第3回口頭弁論 2010年1月14日

被告:第2準備書面

(木曾川水系のフルプラン、河川整備基本方針、河川整備計画、導水路事業実施計画の事実経過だけを述べて、導水路事業は「所要の手続を適正に経て」策定された)

第4回口頭弁論 2010年3月24日

原告:第2準備書面

(導水路事業の費用負担金の支出が違法なのは、支出の原因となっている事業計画の違法性が承継されたからでなく、事業の必要性がないことから、その支出自体が地方財政法4条1項「経費の必要最少限度の原則」及び地方自治法2条4項「最小経費による最大効果の原則」に違反しており、予算執行適正の確保の見地から看過し得ない違法があるからである)

被告:第3準備書面、乙1～45(事業実施計画までの計画策定に関する文書類)

原告求釈明(河川整備基本方針が「所要の手続を適正に経て」策定されたと主張するのは、河川分科会・同検討小委員会の審議を経たという事実か、その適正な調査審議を経たことを根拠とするのか)

訴訟の進行経過(2)

第5回口頭弁論 2010年6月2日

原告: 第3準備書面、甲3(伊藤本)、4(近藤本)、5(在間・愛知県需給想定調査検討書)
(愛知用水地域の水需給として徳山ダム2.3m³/sは不要で、導水路は不要)

被告: 第5準備書面、乙46(正常流量資料)、47(正常流量説明資料)

(河川分科会・同検討小委員会の調査審議を経たことにより、河川整備基本方針の内容の客観性及び公正性が確保されている)

←原告求釈明(どのように具体的な調査審議がなされたことをもって、内容の客観性及び公正性が確保されていると主張するのか)

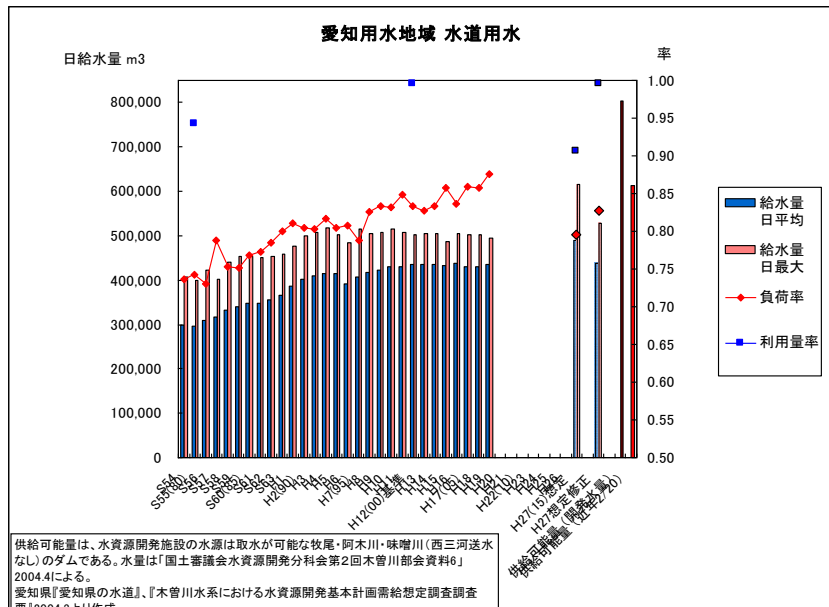
裁判所求釈明(乙46、47に基づきどういう調査審議が行われたのか説明せよ)

(第6回口頭弁論 2010年8月23日13:30)

訴訟の今後の進行見通し

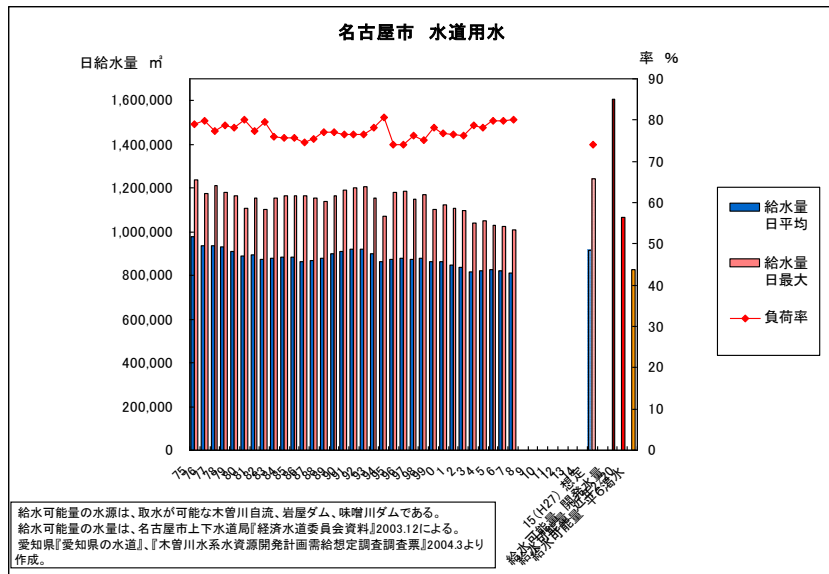
被告は「所要の手続を経て事業が決定された」というだけで費用負担金支出の理由となる事業の必要性について全く述べようとしなかったが、裁判所が原告と同じ内容の求釈明をしたことで、論争のルールと枠組みができあがりつつある。

徳山ダム導水路供給地域の水道用水需要 実績と想定



愛知用水地域 (2.3m³)

- 日最大給水量は、1995年から50万m³程度で横這い。2007年は49.5万m³
- 2015年需要想定61.6万m³は実績と乖離していて過大
- 負荷率が近年は85%を超えるようになっている。想定79.5%は過小
- 日最大給水量は安定供給可能量80万m³を下回っている



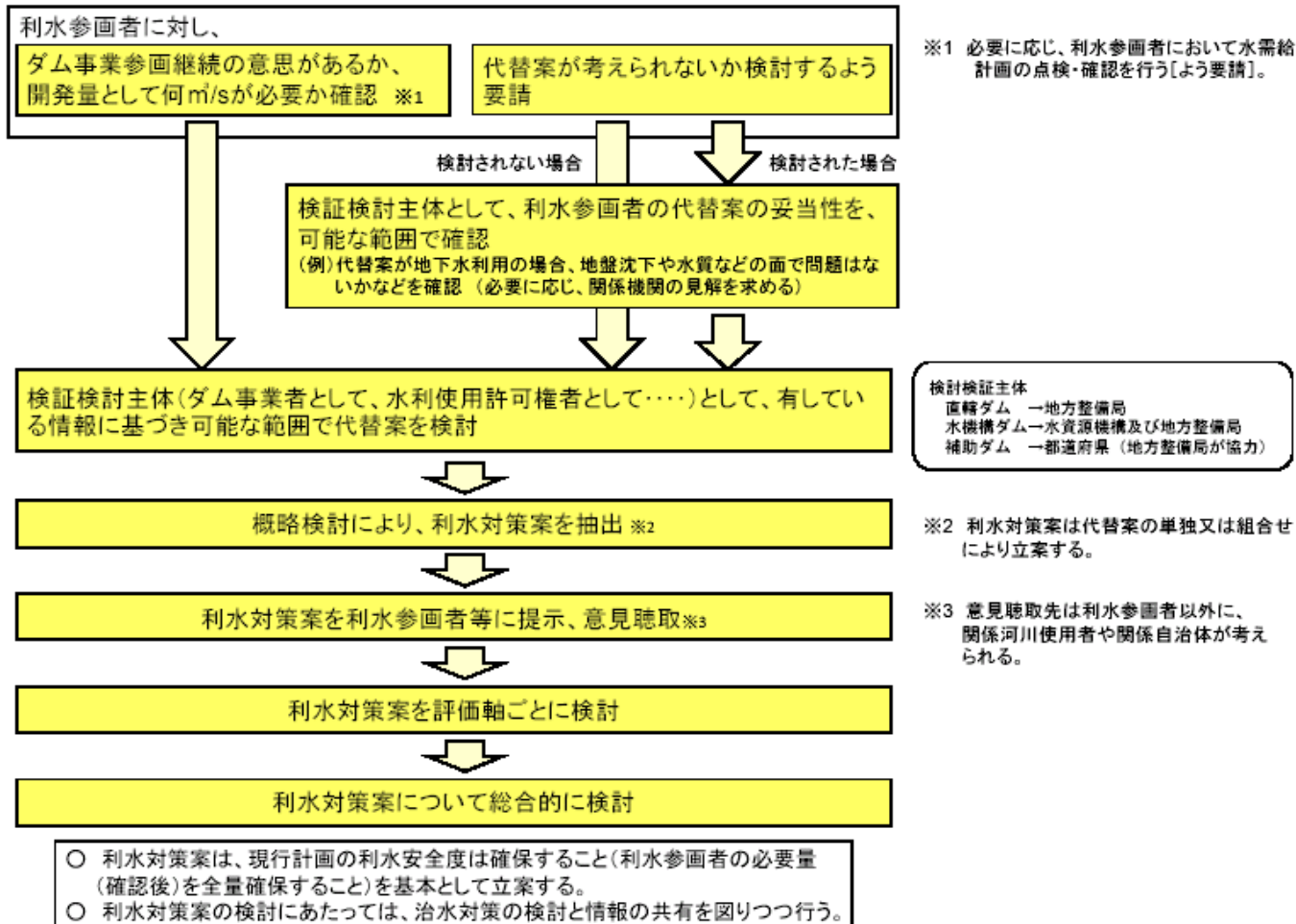
名古屋市 (1m³)

- 日最大給水量は、1996年から毎年減少、2007年は101万m³
- 2015年需要想定124万m³は実績と乖離していて過大
- 負荷率が近年は79%を超えるようになっている。想定74%は過小
- 日最大給水量は安定供給可能量107万m³を下回っている

今後の治水の在り方有識者会議 個別ダムの検証(1)

個別ダムの検証における利水の観点からの検討イメージ

資料 2



今後の治水の在り方有識者会議 個別ダムの検証(2)

評価軸と評価の考え方(たたき台)

【別紙2】

●各地方で個別ダムの検証を検討する場合には、【別紙1】に掲げる方針を組み合わせる立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

評価軸	評価の考え方	従来の代替案検討目	評価の定量的性について	備考
目標	●実行計画の利水安全度の目標に対し取水を確保できるか	○	○	実行の利水安全度を確保することを基本として利水対策案を立案することとしており、このような場合は目標の評価軸となる。
	●段階的にどのように利水安全度が確保されていくのか	—	△	例えば、地下水取水は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮していくが、ダムは完成するまでは全く効果を発揮せず、完成し運用して初めて効果を発揮することになる。このような各方針の段階的な効果の発現の特性を考慮して、立案する各利水対策案ごとに対策実施計画を想定し、一定の期間後にどのような効果が発現しているかを明らかにする。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別)、取水可能量がどのように確保されるか	△	△	例えば、地下水取水は一定して事業実施範囲外において効果を発揮する。また、ダム、越流調整池は、下流において効果を発揮する。このような各方針の特性を考慮して、立案する各利水対策案によって効果が及ぶ範囲が異なる場合は、その旨を明らかにする。
	●どのような不具合の用水が得られるか	△	△	各利水対策案ごとに、得られる見込みの取水の水量をできる限り定量的に見込む。取水の水量によっては、利水事業者の確保が得られない場合や、利水事業者によって取水コストがかさむ場合があることを考慮する。
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	○	○	各利水対策案ごとに、現時点から完成するまでの費用について、できる限り網羅的に見込んで比較する。
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	○	○	各利水対策案ごとに維持管理に要する費用について、できる限り網羅的に見込んで比較する。
	●その他(ダム中止に伴って発生する費用等)の費用はどれくらいか	—	○	ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。
	※なお、必要に応じて、直接的な費用だけでなく関連に必要な費用についても明らかにして評価する。①			
実現性 ^{※3}	●土地所有者等の協力が得られるか	—	△	用地取得や家屋移転補償等が必要な利水対策案については、土地所有者の協力の見通し等について明らかにする。
	●関係河川使用者の同意が得られるか	—	△	立案する各利水対策案の実施にあたって、調整すべき関係河川使用者を想定し、調整の見通し等をできる限り明らかにする。関係河川使用者とは、例えば、貯水する目的(灌漑の用にけり、ダムのかき上げ等)の場合における既存ダムに権利を有する者、漁業や別用途の河川の水権を有する者、農業用水確保のための農業関係者などが考えられる。
	●その他の関係者等との調整が可能か	—	△	立案する各利水対策案の実施にあたって、調整すべき関係の調整を想定し、調整の見通し等をできる限り明らかにする。その他の関係者とは、例えば、利水事業者が取水の供給を行っている又は予定している団体と考えられる。
	●事業期間ほどの調整が必要か	△	△	各利水対策案ごとに、事業効果が発揮するまでの期間についてできる限り定量的に見込む。例えば、利水事業者は事業者に対し情報公開期間を前しており、農業者はそれを見込みつつ調整を立てることから、その時期までに供給できるかどうかを事前に評価軸となる。
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	—	△	各利水対策案について、恒久的にその効果を維持していくために、将来にわたって定量的な監視や観測、対策方法の検証研究、関係者との調整等をできる限り明らかにする。例えば、地下水取水には地盤沈下についての定量的な監視や観測が必要となる。
	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	○	△	各利水対策案について、土地の買収、家屋の移転、地盤の沈下、コミュニティの確保、まちづくりへの影響等の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるか、できる限り明らかにする。また、影響緩和のための対策を立案している場合は、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●地域振興等に対してどのような効果があるか	—	△	例えば、河川外貯留施設(貯水池)やダム等によって広大な水面ができること、観光客が増加し、地域振興に資する可能性がある。このように、利水対策によっては、地域振興等に効果がある場合があるため、必要に応じて、その効果を明らかにする。
地域社会への影響	●地域間の利害の衝突がなされているか	—	△	例えば、ダム等は建設期間中に用地買収や家屋移転補償を伴い、調整を要するほど下流側であるのが一般的である。一方、地下水取等は河川水質悪化と関係性が比較的低い。各利水対策案ごとに、地域間でどのように利害が異なるか、利害の衝突にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにする。また、影響緩和のための対策を立案している場合は、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●水環境に対してどのような影響があるか	△	△	各利水対策案ごとに、調整と比べて水量や水質がどのように変化するか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、影響緩和のための対策を立案している場合は、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●地下水水位や地盤沈下などどのような影響があるか	—	△	各利水対策案ごとに、調整と比べて地下水水位や地盤沈下などどのような影響が生じるか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、影響緩和のための対策を立案している場合は、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
環境への影響	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	△	△	各利水対策案ごとに、調整と比べて生物多様性への影響がどのように生じるのか、下流河川も含めた流域全体での自然環境にどのような影響が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、影響緩和のための対策を立案している場合は、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●主要動植物はどうか、下流の河川・海岸にどのように影響するか	△	△	各利水対策案ごとに、主要動植物はどのように変化するか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、影響緩和のための対策を立案している場合は、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●景観、人と自然との接点などいかにどのような影響があるか	△	△	各利水対策案ごとに、景観がどのように変化するか、河川や湖沼でのレクリエーション利用等の場の確保状況がどのように変化するかをできる限り明らかにする。また、影響緩和のための対策を立案している場合は、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●CO2排出量はどうか変わるか	—	△	各利水対策案ごとに、対策の実施及び河川・ダム等の管理に伴うCO2の排出量の推移を明らかにする。例えば、洪水治水や長距離輸送の実施には多大なエネルギーが必要となること、また長距離ダム建設の掘削に多くのエネルギーを要することになることなどである。
流水の正常な機能の維持への影響	●その他	△	△	以上のように加えて考慮される様々な影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。
	●流水の正常な機能が維持できるか	—	△	各利水対策案について、流水の正常な機能が維持できるかどうか(既得利水の実現度向上を要することができるとか)を明らかに、できない場合は評価軸等について整理する。

※1 ○: これまでよく行われている、△: 行われている場合がある、—: ほとんど行われていない。

※2 ○: 原則として定量的評価を行うことが可能なもの、△: 主として定性的に評価を要するを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合があるもの、—: 定量的評価が困難なもの

※3 「実現性」には、例えば、達成しうる安全度が著しく低い、コストが著しく高い、持続性がほとんどない、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が著しく大きい等の場合に「実現的」ということがあり得るが、本表では他の項目と重複することから、省略する。